

宅地建物取引業従事者に対する「体系的な研修」の実施について（案）

平成30年 2月20日

（一社）全国住宅産業協会  
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会  
（公社）全日本不動産協会  
（一社）不動産協会  
（一社）不動産流通経営協会  
（公財）不動産流通推進センター

平成28年の宅地建物取引業法の改正によって、事業者団体は宅地建物取引士等に対して多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならないこととされた。

（宅地建物取引業法第75条の2）

宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならない。

この研修を各事業者団体において実施するに当たっては、宅地建物取引業における従事者の資質向上の重要性に鑑み、団体相互の連携の下に、業界全体として取り組むことが重要である。

具体的には、初任従業者に対する教育研修については、我々六団体は平成8年以降、「初任従業者教育研修連絡協議会」を設置して共同の取組を行ってきたところであり、改めて、この協議会を活用して、業界を挙げて、改正宅建業法に基づく研修の推進に取り組むこととする。

法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修について、具体的には、以下の取組を行う。

## 1. 的確な初任従業者教育の実施等

宅地建物取引業に従事する者に対しては、各事業者団体、各企業等において的確な初任従業者教育を行うとともに、さらなる自主学習や研修の受講、宅建業法に基づく登録講習の受講、あるいはコンプライアンスの徹底・インスペクション関連知識の習得等を促進し、資質向上に努める。

## 2. 宅地建物取引士等の資格取得の促進

宅地建物取引士は宅地建物取引に関する専門家であり、多くの宅地建物取引業従事者がこの資格を取得することが望まれる。このため、広く宅地建物取引業従事者に対して宅地建物取引士の資格を取得することを推奨する。

さらに、資格取得後も、高度な能力を有する宅地建物取引士として（公財）不動産流通推進センターが認定する「宅建マイスター」の資格を取得することを推奨する等、さらなる資質向上に向けて教育研修を推進する。

## 3. 継続的な資質向上の推進

上記1. 及び2. を推進するため、各事業者団体は実施する研修の充実強化に努める。

また、（公財）不動産流通推進センターは、各事業者団体における取組を積極的に支援するとともに、「フォローアッププログラム」、「不動産流通実務検定『スコア』」等、広く宅地建物取引業に従事する者の資質向上に資する教育研修事業の充実強化に努める。

以上